チェックリスト

＜12. 阪神尼崎駅北地区地区計画＞

■制限事項　凡例：「法」=建築基準法、「令」=建築基準法施行令、「決定された際」=当初告示日(2002.11.8)（参考）建築条例当初施行日：2003.3.1

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　目下線：条例化 | 制限の内容 | 届出内容（自己チェック欄） | 処理欄 |
| 建築物等の用途の制限 | 1）法別表第2中次に掲げる建築物は建築してはならない。1. 工場（政令＝令130条の6で定めるものを除く。）

[(に)項第2号]1. 自動車教習所 [(に)項第5号]
2. 床面積の合計が15㎡を超える畜舎 [(に)項第6号]
3. マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの[(ほ)項第2号]
4. 倉庫業を営む倉庫 [(へ)項第5号]
5. 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令＝令130条の9の3で定めるもの [(り)項第3号]

ただし、次の場合は適用しない。・決定された際現に存する建築物と同一の用途及び規模の建替えを行う場合※市長が合理的な土地利用に特に必要であり、環境等を害するおそれがないと認めて許可した場合（条例で規定）2）法別表第2中次に掲げる建築物※の住戸又は住室の用途に供する部分を2階以下の階に設けてはならない。※他の用途を併存又は併設する場合を含む。1. 住宅 [(い)項第1号]
2. 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令＝令130条の3で定めるもの

[(い)項第2号]1. 共同住宅、寄宿舎又は下宿 [(い)項第3号]

ただし、①及び②のうち、決定された際現に存する所有権その他の権利を有する者が当該敷地の全部を建築物の一の敷地として使用(して新築)し、敷地面積が100㎡以下である場合、この限りでない。（(　)内を条例で規定） | 用途□住宅（3階以上の部分）□事務所□店舗□その他　　　　　　　　　　（適用除外）□決定された際現に存する建築物と同一の用途及び規模の新築□決定された際現に存する所有権その他の権利を有する者が当該敷地の全部を建築物の一の敷地として使用した場合、敷地面積が100㎡以下敷地面積　　　　　　㎡ | 適・否 |
| 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 | 建築物の形態並びに屋根及び外壁の意匠、並びに広告、看板等については、都心の駅前の立地性に配慮したものとする。（参考色彩基準）基調となる色彩（建築物）30m以下の部分 R・YR・Y系 明度：指定なし 彩度：5以下その他 明度：5以上 彩度：3以下無彩色 指定なし30mを超える部分 R・YR・Y系 明度：6以上 彩度：3以下その他 明度：7以上 彩度：2以下無彩色 明度：7以上 | マンセル値　例：7.5YR6/4（屋根）　　　　　　　　　（　　　　　）　　　　　　　　　（　　　　　）マンセル値不明、その他の場合□参考色彩基準に準じた意匠とし、その他下記のとおり配慮します。（配慮事項）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |
| 垣又はさくの構造の制限 | 道路側にはブロック塀等の閉鎖的なものの設置は避けること。 | 道路側の垣、さくの設置　 有・無 　　　構造　　　　　　　　　　　　 | 適・否 |

以上、届出内容について　□適合　□不適合(指導済)　として処理